

# 国見町の給与・定員管理等について

## 1 総括

### (1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (23年度末)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B/A	(参考) 22年度の人件費率
23年度	人 10,154	千円 6,211,988	千円 601,005	千円 929,112	% 14.96	% 20.82

### (2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり	(参考)類似団体平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	給与費 B/A	
23年度	人 89	千円 308,507	千円 63,300	千円 130,393	千円 502,200	千円 5,643	千円 5,515

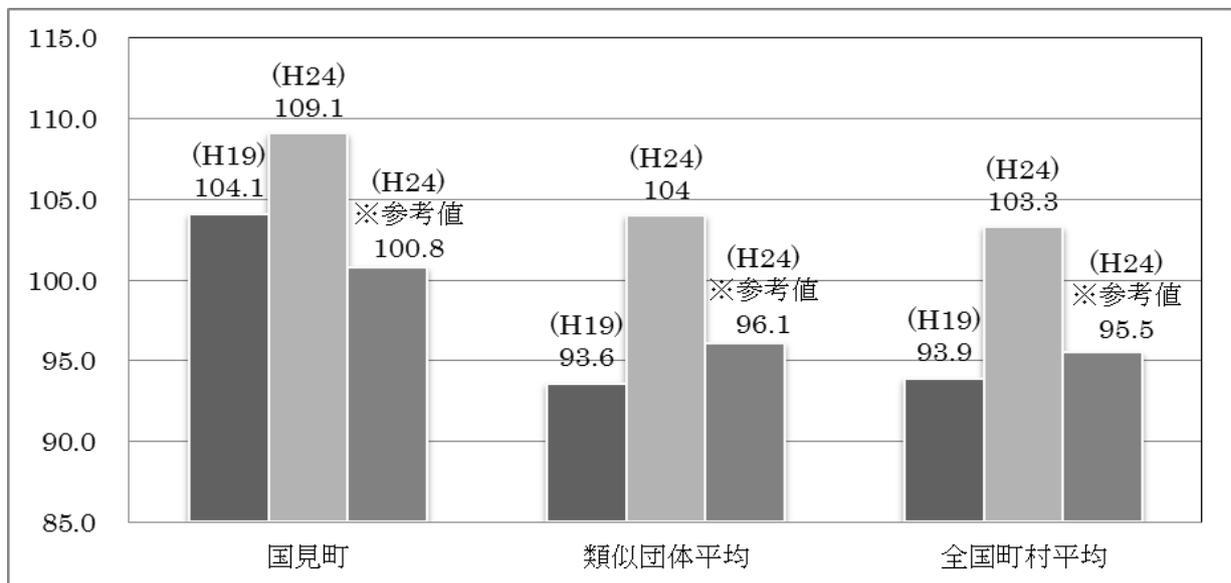
- (注) 1 職員手当には退職手当を含みません。  
2 職員数は、23年4月1日現在の人数です。

### (3) 特記事項

国見町では、平成20年4月1日から給料を級別に一定率の削減をしています。

- ・平成23年度：2級の職員1%減、3級の職員2%減、4級以上の職員3%減
- ・平成24年度： " 0.6%減、 " 1.3%減、 " 2%減

### (4) ラスパイレス指数の状況（各年4月1日現在）



- (注) 1 ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を100とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数です。  
2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものです。  
3 「参考値」は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の値です。

## 2 一般行政職給料表の状況（24年4月1日現在）

（単位：円）

	1級	2級	3級	4級	5級	6級
1号給の給料月額	137,900	188,900	226,700	266,400	294,300	326,200
最高号給の給料月額	247,900	313,700	361,500	403,800	416,100	438,400

（注）給料月額は、給与抑制措置を行う前のものです。

## 3 職員の平均給与月額、初任給等の状況

### (1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（24年4月1日現在）

一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
国見町	41.0歳	324,106円	390,056円	347,572円
福島県	43.7歳	345,500円	426,067円	375,710円
国	42.8歳	304,944円 (329,917)円	—	372,906円 (401,789)円
類似団体	42.5歳	315,726円	357,433円	339,545円

（注）1 「平均給料月額」とは、24年4月1日現在における各職種の職員の基本給の平均です。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものです。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものです。

3 国家公務員欄における「平均給料月額」及び「平均給与月額（国ベース）」の括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）です。

### (2) 職員の初任給の状況（24年4月1日現在）

区分		国見町	福島県	国
一般行政職	大学卒	181,800円	181,800円	163,987 (172,200)円
	高校卒	146,900円	146,900円	133,418 (140,100)円

（注）国家公務員欄における括弧書きは、給与改定特例法による措置がないとした場合の値（減額前）である。

### (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（24年4月1日現在）

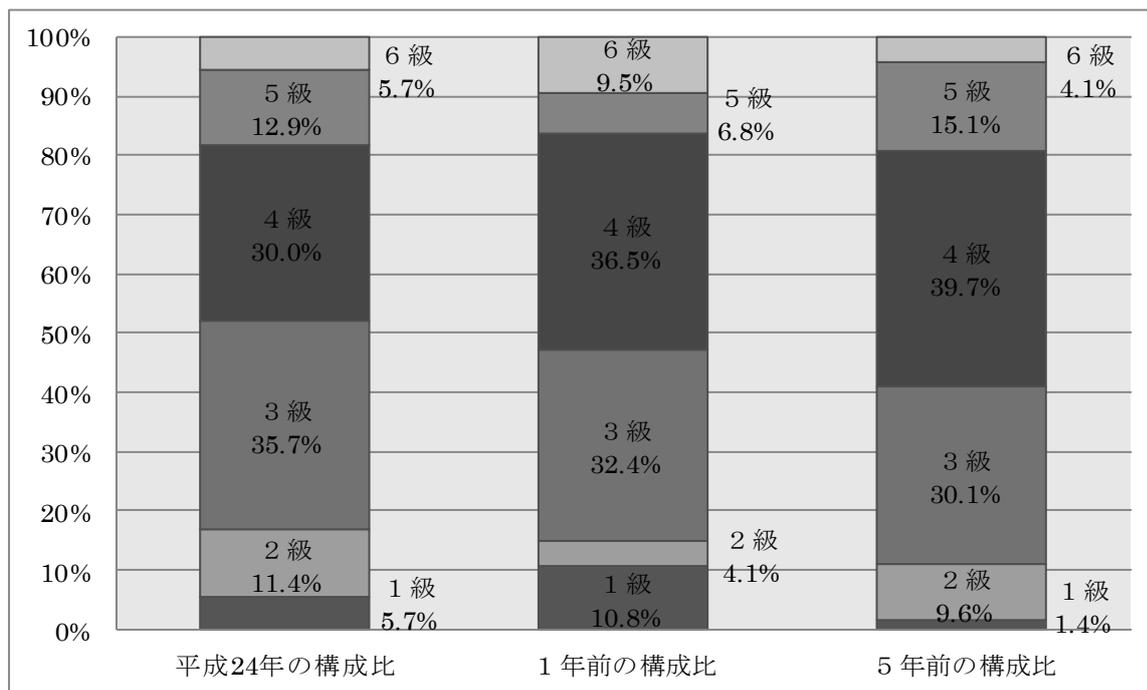
区分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年
一般行政職	大学卒	264,500円	312,800円	368,800円
	高校卒	218,200円	264,500円	312,800円

## 4 一般行政職の級別職員数等の状況

### (1) 一般行政職の級別職員数の状況（24年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1級	主事	4人	5.7%
2級	高度の知識又は経験を必要とする主事	8人	11.4%
3級	主査	25人	35.7%
4級	主任主査	21人	30.0%
5級	課長、主幹	8人	12.9%
6級	総務課長、参事	4人	5.7%

- (注) 1 国見町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数です。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務です。



- (注) 平成19年に8級制から6級制に変更しています。（旧給料表の1級及び2級並びに4級及び5級をそれぞれ統合）

### (2) 昇給への勤務成績の反映状況

昇給日前1年間に係る勤務成績に応じ、良好である職員については、4号給（55歳を超える職員は2号給）とすることを標準として決定しています。

## 5 職員の手当の状況

### (1) 期末手当・勤勉手当

国 見 町	福 島 県	国
1人当たり平均支給額 (23年度) 1,405 千円	1人当たり平均支給額 (23年度) 1,644 千円	—
(23年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.4)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.55 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.4)月分 (0.65)月分	(23年度支給割合) 期末手当 2.60 月分 勤勉手当 1.35 月分 (1.45)月分 (0.65)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%

(注) ( )内は、再任用職員に係る支給割合である。

### (2) 退職手当 (24年4月1日現在)

国 見 町	国
(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) 1人当たり平均支給額 235千円	(支給率) 自己都合 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2～20%加算) 26,160千円

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

### (3) 地域手当 なし

### (4) 特殊勤務手当 (24年4月1日現在)

支給実績 (23年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合 (23年度)	0.0 %		
手当の種類 (手当数)	11		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
感染症防疫手当	右記業務に従事した職員	伝染病防疫業務	日額450円
徴税職員等手当	〃	徴税等の徴収業務 ①徴収職員 ②徴収職員以外	①月額6,500円 ②日額300円
山林現場手当	〃	山林の現場業務	日額450円
精神衛生業務手当	〃	精神障がい者の訪問調査	日額450円
土木現場業務手当	〃	道路の維持補修及び除雪、地下作業	日額300円
災害現場業務手当	〃	①災害発生に伴う応急作業又は災害発生防止の非常措置業務 ②上記業務で著しく危険な作業	①日額450円 ②日額900円
用地交渉業務手当	〃	公共用地の交渉の業務	日額450円
死体取扱業務手当	〃	身元不明等の死体取扱業務	日額5,000円
国土調査現場業務手当	〃	国土調査に係る現場作業	日額450円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
衛生業務従事手当	〃	①畜犬登録、犬猫等死骸処理 ②ニホンカモシカ死骸処理	①日額300円 ②日額450円
派遣職員手当	〃	他の地方公共団体及び公益法人等への派遣	月額6,500円

※平成20年4月1日から当分の間支給しないこととしています。

### (5) 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	38,056 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	381 千円
支給実績（22年度決算）	37,191 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	387 千円

### (6) その他の手当（24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	<ul style="list-style-type: none"> <li>配偶者 13,000円</li> <li>配偶者以外の扶養親族 6,500円</li> <li>配偶者のいない職員の扶養親族1人まで 11,000円</li> <li>満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子1人につき 5,000円加算</li> </ul>	同じ		千円 10,789	円 220,193
住居手当	(借家・借間) 職員が、自ら居住する住宅を借り受け、月額9,500円を超える家賃を支払っている場合 <ul style="list-style-type: none"> <li>20,500円以下 家賃の額-9,500円</li> <li>20,500円を超える ①(家賃の額-20,500円)×1/2+11,000円 ②家賃の額-20,500円の1/2が16,000円を超えるときは16,000円+11,000円</li> </ul>	異なる	国においては、月額12,000円を超える家賃を支払っている職員に支給	千円 7,911	円 316,453
通勤手当	(支給要件) 通勤のため交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員に支給（ただし、徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2km以上の職員に限る） (支給額) <ul style="list-style-type: none"> <li>交通機関等利用者 運賃相当額。ただし、運賃が61,000円を超える場合、超える額の1/2を加算</li> <li>自動車等使用者 距離に応じて2,400円～47,700円</li> </ul>	異なる	国においては、交通機関等利用者の限度額55,000円。また、自動車等使用者の距離区分・支給額が異なる。距離に応じて2,000円～24,500円	千円 3,463	円 65,349
単身赴任手当	官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活することを状況とし、距離制限(60km)を満たす職員 (支給額) 月額23,000円。距離に応じた加算額6,000円～45,000円	同じ		千円 —	円 —
宿日直手当	宿直又は日直勤務に従事した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき5,300円。 3時間未満の場合は、1,350円	異なる	国においては、一般の宿日直勤務1回につき4,200円。勤務時間が5時間未満の場合、宿日直手当の額の50/100	千円 1,582	円 60,865

手当名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)
休日給	祝日及び年末年始等の休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命じられた職員に支給 (支給額) 勤務した時間に対し、勤務時間1時間あたりの給与額に125/100~150/100の割合を乗じた額	同じ		千円 —	円 —
夜勤手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日午前5時までの間に勤務下職員に支給 (支給額) 勤務した全時間に対して勤務時間1時間あたりの給与額の25/100の額	同じ		千円 —	円 —
管理職手当	管理職又は監督の地位にある職員のうち規則で指定する職にある職員に支給 (支給額) 給料月額×25/100以内で職に応じた額			千円 6,207	円 517,314
管理職員特別勤務手当	管理職員が臨時又は緊急の必要等により週休日又は休日等に一定時間以上やむを得ず勤務した場合に支給 (支給額) 勤務1回につき課長の職にある職員6,000円			千円 477	円 39,750

## 6 特別職の報酬等の状況（24年4月1日現在）

区分		給料月額等		
給料	町長	580,300円 (846,000円)	(参考) 類似団体における最高/最低額 846,000円 / 517,200円	
	副町長	563,100円 (676,000円)	645,000円 / 523,000円	
報酬	議長	304,200円 (338,000円)	340,000円 / 247,000円	
	副議長	246,380円 (254,000円)	270,000円 / 191,100円	
	議員	216,600円 (228,000円)	260,000円 / 172,900円	
期末手当	町長 副町長	(24年度支給割合) 2.95月分(6月期 1.4月 12月期 1.55月)		
	議長 副議長 議員	(24年度支給割合) 2.95月分(6月期 1.4月、12月期 1.55月)		
退職手当	町長 副町長	(算定方式) 給料月額×在職月数×支給率(48/100)	(1期の手当額) 13,370,112円	(支給時期) 任期毎
		給料月額×在職月数×支給率(29/100)	7,838,352円	任期毎
	備考			

(注) 1 給料及び報酬の( )内は、減額措置を行う前の金額である。

2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。

## 7 職員数の状況

### (1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

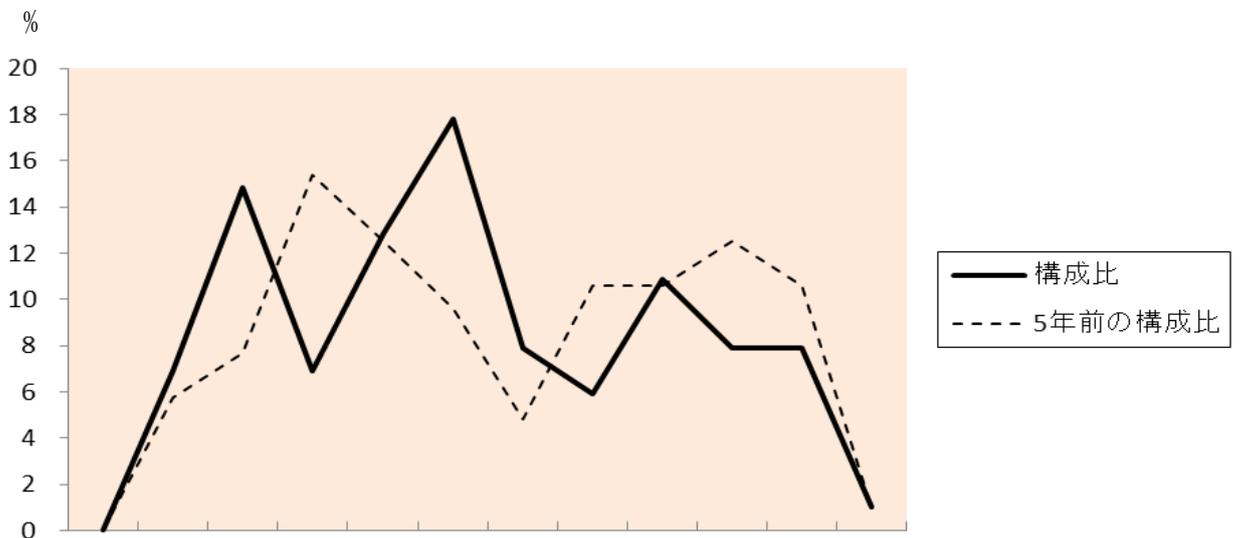
(各年4月1日現在)

部 門		区 分	職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			平成23年	平成24年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	議 会	2	2	0	業務増に伴う増  事務の統廃合縮小に伴う減 事務の統廃合縮小に伴う減 <参考> 人口1万人当たり職員数 66.97人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 75.10人)
		総 務	23	24	1	
		税 務	9	9	0	
		民 生	13	13	0	
		衛 生	6	6	0	
		農 林 水 産	9	8	△1	
土 木	8	6	△2			
	計	70	68	△2	<参考> 人口1万人当たり職員数 66.97人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 75.10人)	
	教育部門	20	19	△1		
	消防部門	0	0	0		
	小 計	90	87	△3	<参考> 人口1万人当たり職員数 85.68人 (類似団体の人口1万人当たりの職員数 94.60人)	
公 会 営 計 企 業 部 門 等	水 道	下 水 道	5	5	0	事務の統廃合縮小に伴う減
		そ の 他	3	2	△1	
		小 計	8	8	0	
	小 計	16	15	△1		
合 計			106	102	△4	<参考> 人口1万人当たり職員数 100.5人
			[ 121 ]	[ 121 ]	[ 0 ]	

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 [ ]内は、条例定数の合計である。

### (2) 年齢別職員構成の状況 (平成24年4月1日現在)



20 20 24 28 32 36 40 44 48 52 56 60  
 歳 } } } } } } } } } } } } 歳  
 未 23 27 31 35 39 43 47 51 55 59 以  
 満 上

区 分	20歳 未 満	20歳 } 23歳	24歳 } 27歳	28歳 } 31歳	32歳 } 35歳	36歳 } 39歳	40歳 } 43歳	44歳 } 47歳	48歳 } 51歳	52歳 } 55歳	56歳 } 59歳	60歳 以 上	計
職員数	0人	7人	15人	7人	13人	18人	8人	6人	11人	8人	8人	1人	102人

### (3) 職員数の推移

(単位：人・%)

部門別 \ 年度	19年	20年	21年	22年	23年	24年	過去5年間の増減数(率)
一般行政	69	69	68	68	70	68	△1(△1.4%)
教育	17	17	17	19	20	19	2(11.8%)
消防	0	0	0	0	0	0	0(0%)
普通会計	86	86	85	87	90	87	1(1.2%)
公営企業等会計	19	18	16	15	16	15	△4(△21.1%)
総合計	105	104	101	102	106	102	△3(△2.9%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

## 8 公営企業職員の状況

### (1) 水道事業

#### ① 職員給与費の状況

##### ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は実質 収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 22年度の総費用に 占める職員給与費 比率
23年度	千円 201,866	千円 20,747	千円 24,270	% 12.0	% 10.5

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村平均一人 当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
23年度	人 5	千円 15,687	千円 2,059	千円 6,524	千円 24,270	千円 4,854	千円 6,350

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成24年3月31日現在の人数である。

##### イ 特記事項 なし

#### ② 職員の基本給、平均月収額及び平均年齢の状況(平成24年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
国見町	36.8歳	301,685円	380,250円
市町村平均	45.4歳	358,043円	528,316円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

### ③ 職員の手当の状況

#### ア 期末手当・勤勉手当

国 見 町	全国市町村平均
1人当たり平均支給額（23年度） 1,450 千円	1人当たり平均支給額（23年度） 1,493 千円
（23年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.35 月分 （1.4）月分 （0.65）月分	（23年度国見町一般行政職） 期末手当 勤勉手当 2.55 月分 1.35 月分 （1.4）月分 （0.65）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%	国見町一般行政職 （加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～15%

（注）（ ）内は、再任用職員に係る支給割合である。

#### イ 退職手当（24年4月1日現在）

国 見 町	国見町（一般行政職・団体平均等）
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 0 千円 0 千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分 勤続25年 33.50 月分 41.34 月分 勤続35年 47.50 月分 59.28 月分 最高限度額 59.28 月分 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（2～20%加算） ※全国市町村平均1人当たり平均支給額 15,253千円

（注）退職手当の1人当たり平均支給額は、23年度に退職した職員に支給された平均額である。

#### ウ 地域手当 なし

#### エ 特殊勤務手当（24年4月1日現在）

支給実績（23年度決算）	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（23年度）	0.0 %		
手当の種類（手当数）	1		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
水道企業職員特殊勤務手当	水道業務に従事した職員	水道業務	月額4,000円

※平成20年4月1日から当分の間支給しないこととしています。

#### オ 時間外勤務手当

支給実績（23年度決算）	960 千円
職員1人当たり平均支給年額（23年度決算）	240 千円
支給実績（22年度決算）	609 千円
職員1人当たり平均支給年額（22年度決算）	153 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

カ その他の手当（平成24年4月1日現在）

手当名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異動	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (23年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額 (23年度決算)
扶養手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 604	円 201,500
住居手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 —	円 —
通勤手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 129	円 25,896
単身赴任手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 —	円 —
宿日直手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 604	円 201,500
休日給	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 —	円 —
夜勤手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 —	円 —
管理職手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 366	円 365,517
管理職員特別勤務手当	(一般行政職に同じ)	同じ		千円 —	円 —